

## 随意契約に付し比較見積書を省略する理由

本工事は、高槻市出灰地内において、平成30年9月4日に発生した台風21号により被災した倒木の下流への流出防止のために流木対策を行うものである。

当該施工地は、平成30年8月23日に株式会社山下工務店と契約を締結した「出灰地区治山ダムほか（30・森林防災）工事（その2）」の工事進入路先の森林で、今般の台風被害により倒木が発生し溪流内及び溪流沿い林道へ倒伏したことから、その倒木の下流への流出抑止のため、追加で対策工事が必要となったものである。

本工事を実施するためには、既発注工事で使用している唯一の進入路である林道流谷線を共有する以外にはなく、お互いの工事車両が交錯することとなるため、両社の工事進捗を著しく阻害することとなる。

また、近年の異常豪雨災害に伴い、土石流発生リスクが高まっており、下流に位置する民家や畑、市道榎田2号線への深刻な被害を未然に防ぐためには、溪流内及び溪流沿い林道の倒木の除去を早急に行う必要があり、既発注工事を止めることなく、並行して本工事を行うことが不可欠である。

このため、早期に両工事を完成させるためには、既発注工事の施工業者に施工させることが最善であり、工期の短縮や経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも極めて有利と認められる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社山下工務店との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略する。